

## 第2章 これまでの取組と課題

### 1 自然と景観

#### ＜これまでの取組＞

- 景観形成推進地区（大國魂神社・けやき並木周辺、国分寺崖線、府中崖線、浅間山、多摩川）を指定し、建築物等の景観誘導を実施

本市の地形や自然の成り立ちを表す多摩川や崖線、浅間山及び歴史的資源である大國魂神社・けやき並木の周辺は、本市の代表的な景観を育む骨格として「景観形成推進地区」に指定し、景観法に基づく届出制度の活用により、各地区の景観形成基準や、建築物等の色彩及び屋外広告物の基準への適合を誘導しています。

#### ■景観形成推進地区



- 開発事業における既存樹木や樹林地の保全、浸透施設の設置の指導、指定樹木の奨励金支援

府中市地域まちづくり条例に基づく事前協議により、開発区域内における樹林地や樹木の保全及び浸透施設の設置について指導を行っています。また、健全で樹容が美観上特に優れている樹木を指定し、所有者への奨励金等により保存を支援しました。



■開発事業で保全した既存樹林地



■瀧神社の指定樹木

## ● 市内の緑化を推進する支援制度の実施

市内の緑化を推進する支援制度として、次のような取組を行いました。

- ・出張緑化相談、緑化講習会
- ・指定樹木等の奨励金
- ・生け垣設置助成金
- ・市民花壇への草花の苗の提供
- ・落ち葉の銀行
- ・誕生記念樹・入学記念樹制度の実施

## ● 周辺環境に配慮した用水路整備

周辺環境に配慮した用水路整備を実施しました。



■四谷の水田と用水

## ● 「浅間山周辺地区まちづくり誘導地区」の指定

浅間山周辺を「浅間山周辺景観形成推進地区」に指定し、景観法に基づく届出制度の活用により、建築物の建築や工作物の建設等に際して、届出対象行為ごとに定められた景観形成基準に沿った誘導を行っています。

また、「浅間山周辺地区まちづくり誘導計画」を策定し、地域住民等による浅間山の貴重な景観資源に配慮した、緑豊かな住環境を維持・保全するまちづくりへの取組を促進しています。



■緑豊かな浅間山の眺望

## ● 浅間山からの富士山眺望の確保に係る指導

「関東の富士見百景」にも指定されている浅間山からの眺望を確保するため、府中駅周辺を含む眺望に係る地域の開発事業において、建築物の高さを配慮するよう指導しています。



■浅間山からの富士山の眺望

## ＜現状と課題の整理＞

### ● 多摩川の自然環境の保全と、沿川の水害対策や都市的土地利用との調和

多摩川の豊かな水の流れや河川敷等の自然は、私たちの暮らしに様々な恵みをもたらし、府中の発展の基礎となるとともに、市民の憩いと交流の場となってきました。

一方で、多摩川沿いの土地利用が、マンション等の都市的土地利用に変化してきたことにより、沿川の景観は変化してきました。さらに、近年の気候変動による水害リスクの増大に伴い、河川の治水対策の強化が求められています。

今後も引き続き、国の定める多摩川水系河川整備計画等に基づき、多摩川の自然環境を守り育て、活用していくとともに、グリーンインフラとして、沿川の水害対策や都市的土地利用と、多摩川の雄大な自然環境との景観の調和を、より一層図っていく必要があります。

### ● 崖線等の地形や防災上の位置付けを踏まえ、崖線の緑や湧水の保全・再生、崖線の自然の活用、浅間山の保全及び浅間山からの眺望の保全

東西に走る国分寺崖線、府中崖線、多摩川、かつての多摩川の浸食でできた標高約80メートルの浅間山は、府中の地形の骨格を形成しており、それらの自然環境は、本市の特徴的な景観資源です。

国分寺崖線、府中崖線では、自然植生を持つ樹木が比較的良好に残っていますが、崖下や斜面緑地の宅地転換によって、連続した緑の眺望が失われ、台地上の市街化による崖下の湧水地や湧水量の減少、湧水の水質の低下により、市民意識の中で自然の財産としての崖線の重要性が薄れてきています。

また、そういった地域には土砂災害の危険性が高い地域が多くあることから、崖線等の地形や防災上の位置付け、周辺の土地利用の現状を踏まえ、崖線の緑や湧水の保全・再生・活用、連続する斜面緑地の眺望の保全など、本市と市民が連携して取組を進める必要があります。

浅間山の自然は、本市固有のムサシノキスゲを始め、特徴的な植生が、市民活動とも連携して良好な状態で保全されており、浅間山からの富士山の眺望は、「関東の富士見百景」の一つに選ばれている等、自然豊かな景観をつくり出しています。しかし、その周囲の宅地化などにより、武蔵野の面影を感じさせる連続した緑の景観が失われつつあることから、それらを保全し、かつ、その眺望ライン上に位置する市中心部の開発により眺望を損なわないようにする必要があります。

### ● 樹林・樹木や公園などの緑のネットワークの形成及び適切な維持管理を図り、「緑豊かな府中」のイメージを具体化

府中崖線から北側の武蔵野台地部の樹林地や畑地、府中崖線と多摩川の間広がる低地部の屋敷林等のまとまった樹林地は、都市化に伴い減少傾向にあります。僅かに残る雑木林や大木にその面影が見られます。一方で、武蔵台公園や都立武蔵野公園、都立武蔵野の森公園等の公園や都立多磨霊園、学校等の公共施設、寺社地内の緑も豊かに生育し、自然の緑の減少を補

完する重要な役割を担っています。そのため、保存すべき樹木として既に指定されている指定樹木、さらには府中の名木百選などに加え、身近な緑を今まで以上に保護、育成、活用していく必要があります。また、こうした民間の樹林・樹木、公園や公共施設、寺社地の緑を、緑道や遊歩道、街路樹などにつなぐことでグリーンインフラのネットワーク化を図り、目に見える形で、「緑豊かな府中」のイメージを具現化していくことが重要です。

## ● 生産緑地や用水路の保全・活用に関する取組を進め、多彩な農の景観を保全

府中崖線と多摩川の間に広がる低地部では、古くから多摩川の水や崖線の湧水をいかした農業用水路が張り巡らされ、水田と一体となった稲田の風景が形成されてきました。現在も、四谷や南町、押立町などでまとまりを持った農地が残り、夏季には用水の流れとともに豊かな農の風景を形成しています。しかし、農地は、都市農業の担い手の減少や農地に係る税制の問題等に伴い、宅地化が進行して面積が年々減少してきており、用水路も、水量の減少等に伴い、地域住民の生活との関わりが薄れてきています。

こうした農地や用水路網は、かつての農村集落の原風景を残す遺産であるとともに、今日でも貴重な水と緑の資源となっています。そのため、都市農業と地域住民等との関わりを深め、都市農業の振興と農地や用水の保全・活用を模索していく必要があります。特に、生産緑地については、指定されて30年を経過した段階で買取りの申出が可能となり、農地の更なる宅地化の進行が危惧されることから、保全・活用に関する取組を進める必要があります。

## ● グリーンインフラの推進

近年、国において、「国土の適切な管理」、「安全・安心で持続可能な国土」、「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取組を推進しています。

グリーンインフラとは、自然環境が有する機能を活用して、社会における様々な課題を解決しようとする考え方であり、国は、令和元年7月にグリーンインフラ推進戦略を定め、多様な主体の連携・参画の下、自然環境の機能をいかしたインフラ整備や自然環境の保全を推進しています。

本市においても、多摩川や崖線、浅間山など多くの自然や緑が存在していることから、良好な景観形成の観点を踏まえ、インフラ整備や自然環境の保全などのグリーンインフラの取組を進める必要があります。

## 2 歴史と景観

### <これまでの取組>

#### ● 馬場大門のケヤキ並木の保護

国の天然記念物である「馬場大門のケヤキ並木」を中心とした大國魂神社のけやき並木については、「国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木保護管理計画」に基づき、巡回監視による生育状況の確認や被圧木、危険木等を確認し、適切な保護対策を講じています。

また、次世代後継樹の確保のため、種の採取等を試行的に実施し、樹木の将来的な保護を進めています。



■馬場大門のケヤキ並木

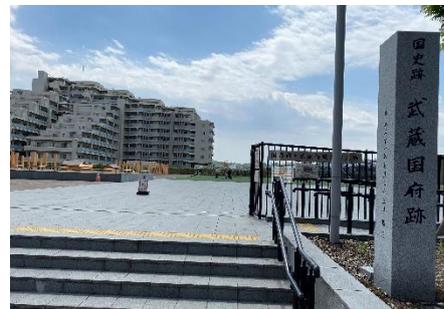
#### ● 国史跡武蔵府中熊野神社古墳や国史跡武蔵国府跡（国司館地区）の保存、整備

国史跡武蔵府中熊野神社古墳は、平成15年の調査により上円下方墳と確認し、平成17年に国の史跡に指定されました。本市では、築造時の姿を再現するため公園を整備し、府中の歴史を物語る景観として保存しています。

また、平成21年に大國魂神社境内周辺が国史跡武蔵国府跡に指定され、平成23年に追加指定された国司館地区については、第1期の保存整備を行いました。



■国史跡武蔵府中熊野神社古墳



■国史跡武蔵国府跡（国司館地区）

#### ● 景観ガイドライン（歴史的建造物等編）の策定及び誘導

「府中市景観ガイドライン（歴史的建造物等編）」を作成し、歴史的建造物等の景観資源の保全と資源と調和する周辺の景観形成の基準等を示し、歴史的資源をいかした景観形成を誘導しています。



■府中市景観ガイドライン（歴史的建造物等編）

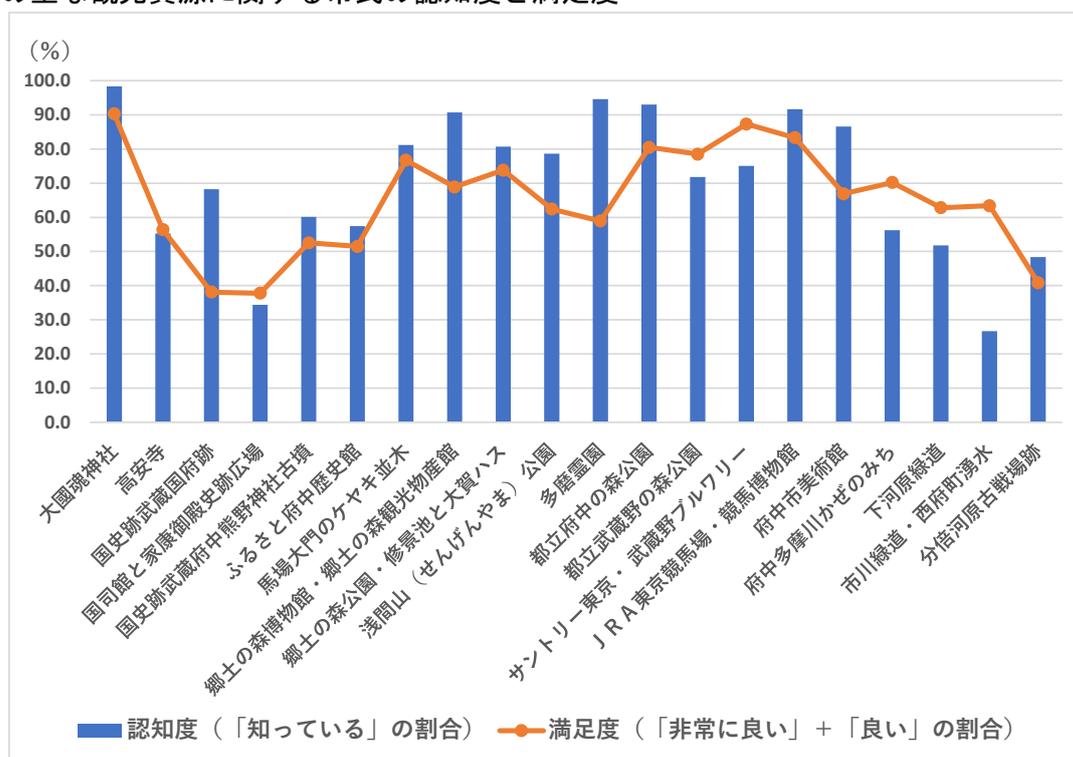
## <現状と課題の整理>

### ● 市民や事業者との連携による、けやき並木、遺跡、寺社等の歴史的資源の保全・活用

市内では、府中崖線及び国分寺崖線に縄文時代の遺跡が多数確認されています。また、大國魂神社周辺には、武蔵国府関連遺跡や馬場大門のケヤキ並木を始めとする多くの文化財が残されています。また、寺社は現存する重要な歴史的資源であるとともに、その境内林は貴重な自然資源でもあります。

これら先人の生活や歴史を現代に伝える歴史的資源は、地域の景観に歴史的な奥行きを与え、府中らしさを感じさせる重要な景観資源です。市内の文化財（国指定・登録文化財、都指定文化財、市指定文化財）を始め、遺跡などの埋蔵文化財や寺社等の歴史的資源を市民や事業者との連携により保全し、まちの個性と魅力につながるよう、資源の活用と新たな資源の発見・発掘に取り組んでいく必要があります。

### ■市内の主な観光資源に関する市民の認知度と満足度



（資料：第52回市政世論調査（令和2年））

### ● 旧街道の面影を残しつつ、沿道と一体となった個性的な通りの景観形成

古代に武蔵国の国府が府中に置かれたときから、市内を通る街道がいくつも形成され、現在の道路網の基礎が形成されました。その後、鎌倉時代に、軍用道路として古鎌倉街道、人見街道などが整備され、江戸時代になってからは、甲州街道（現在の旧甲州街道）を中心とした東西方向の交通が形成されました。沿道の建物の建て替えにより、古くからのまち並みは失われ

つつありますが、往時の面影を残す場所も残されていることから、それらを残しつつ、沿道地域と一体となった個性的な文化の交流空間、生活空間としての通りの活用を図っていく必要があります。

● **けやき並木通りなどの道路空間の有効活用、周辺の店舗等と連携した取組等による、まち並みと沿道の空間が一体となった魅力的な景観の創出**

大國魂神社や農村集落での行事を中心に種々の祭りが行われ、府中の風物詩として市民に広く親しまれています。特に、大國魂神社の例大祭（くらやみ祭り）は、本市を代表する祭りであり、市内外から多くの人々が訪れ、歴史的な生活・文化に触れる機会を創出し、周辺はにぎわいを見せています。また、桜まつりや、けやき並木を中心に行われるけやきフェスタ等の新しいイベントも、市民の間に定着してきています。このことから、歴史的景観資源を含めた周辺の道路空間や公園等の積極的な有効活用、周辺の店舗等と連携した取組といった、まち並みと沿道の空間が一体となった魅力的な景観を創出していく必要があります。

### 3 都市構造と景観

#### <これまでの取組>

##### ● 府中駅周辺再開発事業によるにぎわいの創出と風格のある景観形成

府中駅周辺は、「大國魂神社・けやき並木周辺景観形成推進地区」に指定されており、景観形成基準等に基づき、駅前再開発事業による共同ビルの形態・色彩・意匠を誘導し、大國魂神社・けやき並木と調和するにぎわいと風格のある景観形成を進めています。



■府中駅と交通広場



■けやき並木

##### ● 多磨駅東地区等の地区計画策定

市内においては、多くの地区計画が定められ、特に都市基盤となる駅周辺では、平成25年に多磨駅東地区地区計画を策定し、地区計画に定められた建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限に基づき、多磨駅駅舎等の景観形成の誘導を行いました。

##### ● 公共施設等総合管理計画の策定による計画的な施設の更新・統廃合・長寿命化

市内の公共施設については、平成29年に策定された「府中市公共施設等総合管理計画」等に基づき、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に実施するとともに、公共施設の色彩等の景観への配慮については、市の公共施設景観連絡会議で検討・協議して決定しています。

##### ● 郷土の森公園周辺における水と緑のネットワークの整備

水と緑のネットワーク拠点に位置付けられた郷土の森公園及びその周辺の緑道ネットワークを景観重要公共施設（公園・緑道）に指定し、水と緑や生き物の生息空間のネットワークやレクリエーション機能等を充実させるとともに、施設の修景整備を進めてきました。

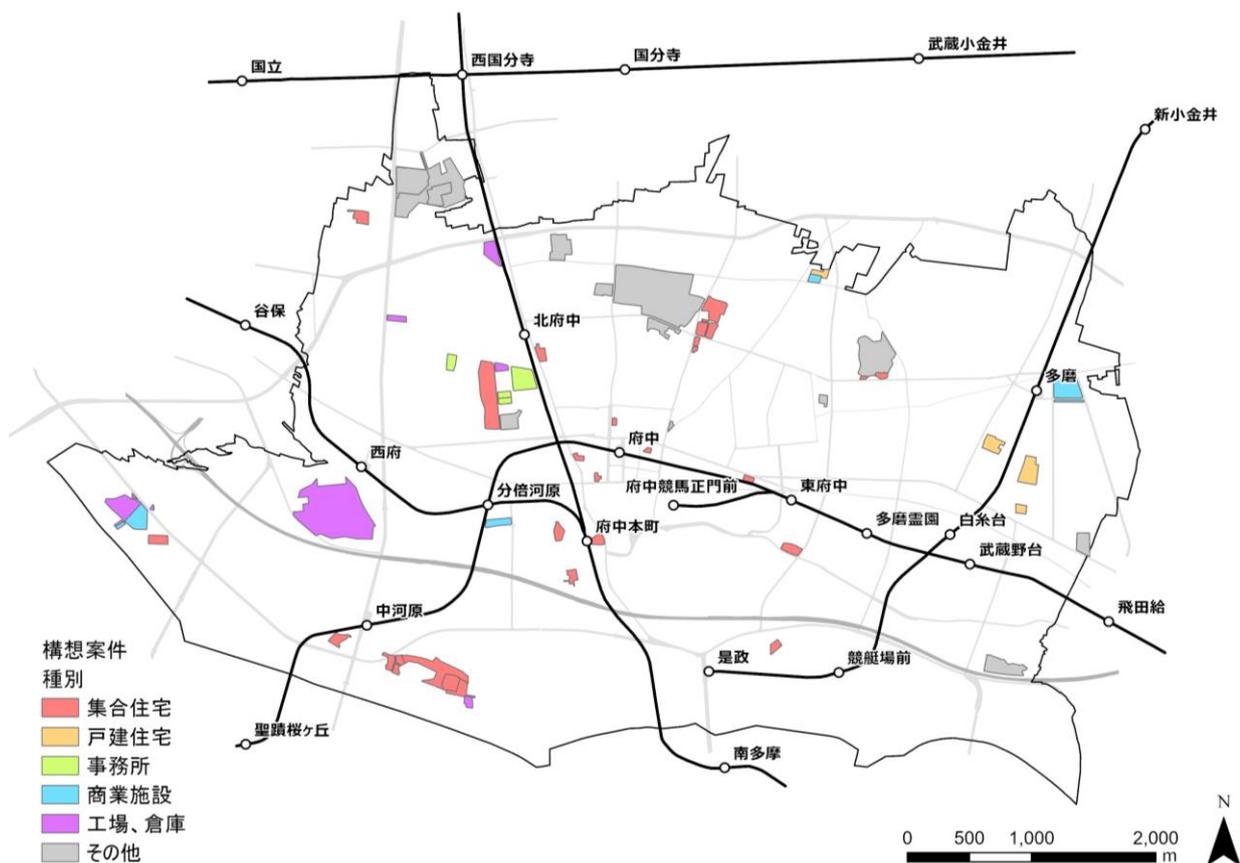


■郷土の森公園

## ● 大規模開発事業の事前協議

開発事業者に対して、府中市地域まちづくり条例に基づく大規模開発事業の土地利用構想の届出制度と併せて、府中市景観条例に基づく景観構想の届出制度を実施することにより、各分野の専門家からなる府中市土地利用景観調整審査会の意見を踏まえて、市が開発事業者に助言する取組を進めてきました。

## ■本市内の大規模開発事業の構想（H16～R3）



## <現状と課題の整理>

### ● 公共空間の有効活用や新たな基盤整備に伴う商業活性化と一体となった景観形成

市内には、3社5路線の14駅が立地し、駅周辺を中心に商業地が形成されています。府中駅周辺においては面的な商業集積が見られますが、他の駅周辺においては路線商店街が中心となっています。これらの商業集積の違いが、それぞれの駅周辺におけるにぎわいの趣に特徴を与えています。

そのため、各駅の周辺が似た商業景観にならないよう、駅周辺の商業集積の状況に応じた魅力ある景観の形成や、地域ごとのイベントと連携した、にぎわいづくりが求められます。特に、府中駅周辺の市街地再開発事業により整備された施設や、けやき並木通り等の歴史的資源を活用した中心市街地の活性化への取組、分倍河原駅周辺における基盤整備を中心としたまちづくりなど、駅周辺の商業を取り巻く環境に大きな変化が想定される地域については、商業活性化と一体となった景観形成に取り組み、にぎわいを創出する必要があります。

### ● 通りごとの特徴ある景観形成と低層住宅地の住環境との調和あるまち並み形成

道路の骨格は、古くからの街道を骨格としながら、都市計画道路整備による新たな幹線道路が組み合わさり、格子状の幹線道路網が構成されています。幹線道路には、整備時期や道路幅員に応じて特色ある街路樹の整備や舗装仕上げが施される等、景観形成の取組が進められてきています。近年は、無電柱化や街路樹のせん定への対応等、道路の修景への取組が進められています。

一方、幹線道路沿道には高い容積率が設定されているため、沿道でのロードサイド型商業施設の立地や建物の高層化の動向が顕著となっており、過度な屋外広告物の掲出や店舗等の夜間の照明等、その内側に広がる低層住宅地の住環境との調和あるまち並み形成が課題となっています。特に、新たな幹線道路整備に際しては、周辺と調和した沿道のまち並み形成を図るため、適正な景観誘導を進める必要があります。

### ● 地域の特性を反映させた、景観形成に寄与するデザイン

市内の住宅地の多くは、古くからの農道を基盤とし、小規模開発された住宅地です。その中で、開発事業者それぞれが魅力ある住宅地づくりを進め、近年、景観に配慮した特色ある良好な住宅地の形成も進んでいます。こうした良好な住宅地開発の誘導、農地との調和を図り、個性と魅力のある住宅地景観の形成を図る必要があります。

住宅団地や土地区画整理事業、大規模宅地開発等による計画的住宅地については、比較的ゆとりのある住宅地となっているものの、近年、建物の老朽化や建て替えに伴う敷地の細分化等、住宅地景観に変化をもたらす動きが進んでおり、魅力ある良好な住宅地景観の維持保全・育成に向けた取組の促進が必要です。

商業集積や交通利便性の高い駅周辺など、市内では、大規模なマンション開発が進んでおり、

駅周辺地区における魅力的なランドマーク、周辺の低層住宅地との調和など、大規模マンション開発における良好な景観形成を誘導する必要があります。

また、市内には、各種公共施設が立地し、地域の身近な生活や文化活動を支える拠点となっています。公共施設の老朽化や人口減少時代を迎える今日、公共施設の機能や在り方等を見直していく必要があることから、公共施設マネジメントの取組を進めていますが、公共施設の更新等を行う場合には、施設のデザイン等の景観的な側面についても、十分に検討する必要があります。

さらに、公園や広場の整備について、それぞれの公園の機能や役割に個性を持たせていくとともに、地域住民が主体となってマネジメントを行い、地域のニーズや特性を反映させることで、地域の個性ある景観形成に結びつける工夫が必要です。

### ● 大規模土地利用における、計画的で魅力的な景観形成

本市では、関東大震災を契機とした東京郊外の都市化の促進により、鉄道網が発達し、都立多磨霊園や大規模な工場などが立地しました。昭和初期には、調布飛行場等の軍需施設が立地し、戦後の米軍による接収を経て返還され、跡地の新たな土地利用が進められてきました。こうした大規模施設やその跡地の存在は、本市のシンボリックなイメージを形成しています。

大規模施設は、周辺の修景により、調和やつながりをつくっていくとともに、土地利用転換に際しては、周辺市街地との調和を図る景観形成の視点からの誘導・指導が必要です。

今後新たに土地利用が進められる府中基地跡地留保地や、土地利用転換が予定される国の施設跡地等においても、同様の考えに基づき、景観形成を進めます。

## 4 市民生活と景観

### <これまでの取組>

#### ● 景観まちづくり学習の実施

平成23年から平成25年にかけて、市内の小学生を対象とした景観まちづくり学習として「府中まちなみ探偵団」を実施するとともに、市民向けには景観まちづくりを幅広く説明する出前講座を行っています。

#### ● 無電柱化事業の実施

朝日町通り、多磨駅東通り、市道1-306号、市道1-307号、府中都市計画道路3・4・16号（府中東小金井線）等において、電線共同溝による無電柱化事業を実施し、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図っています。



■無電柱化事業路線

#### ● ダストボックスの廃止

家庭ごみの収集方式について、平成22年にダストボックスによるステーション収集方式から戸別収集方式に変更し、有料化を行いました。この取組は、ごみ減量化とともに、まちの環境美化に貢献しました。



■ダストボックスによるごみ収集

#### ● 景観ガイドライン（屋外広告物編）の策定及び誘導

「府中市景観ガイドライン（屋外広告物編）」を作成し、屋外の広告物や看板類の掲出に当たって、景観形成の観点からガイドラインに定める指針に適合するよう誘導を行っています。

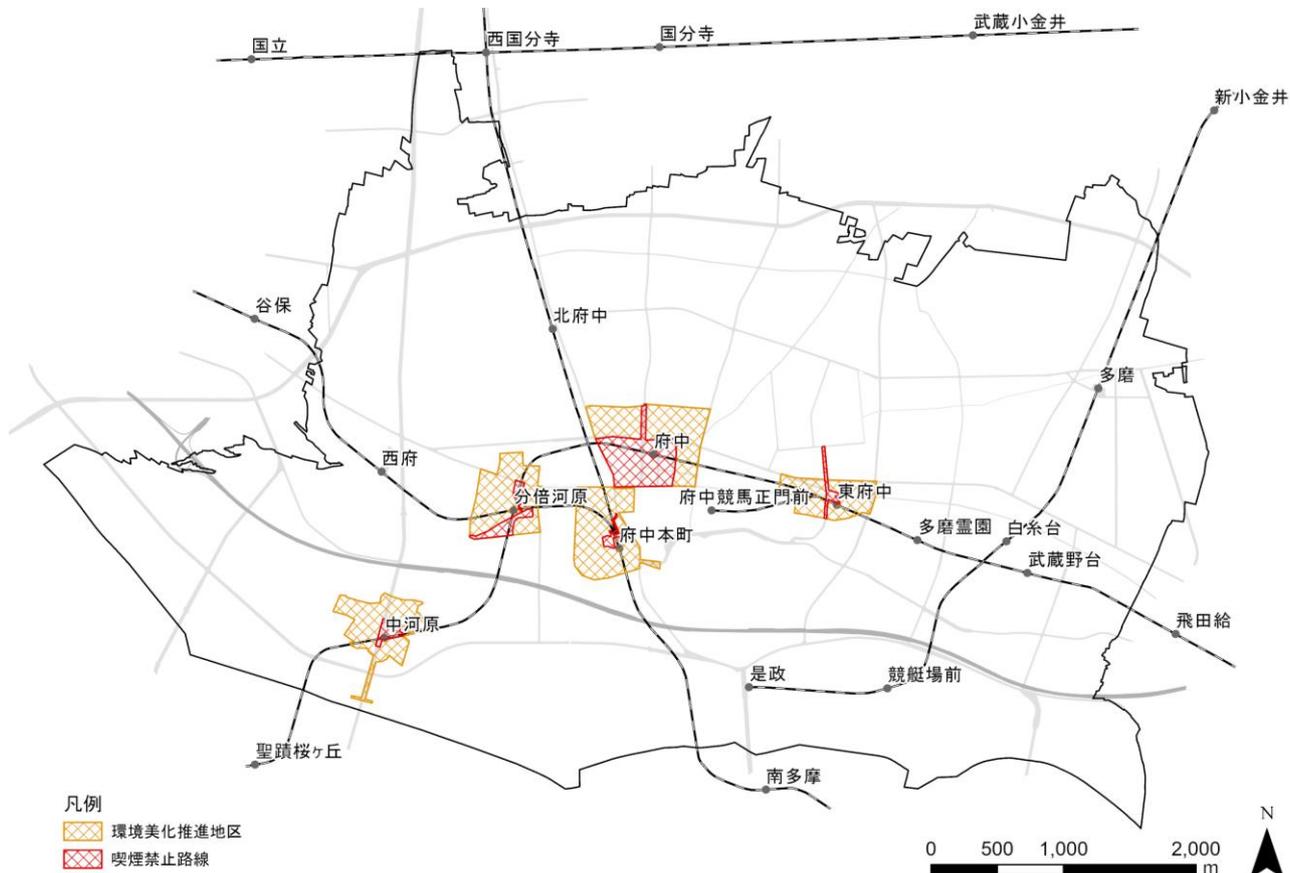


■府中市景観ガイドライン（屋外広告物編）

## ● 環境美化推進地区及び喫煙禁止路線の指定・駅周辺の清掃活動の実施

「府中市まちの環境美化条例」に基づき、主要な駅周辺で「環境美化推進地区」や「喫煙禁止路線」を指定し、ごみやタバコのポイ捨てを防止しています。また、市民、事業者、その他団体が中心となり府中駅周辺等の清掃活動を実施しています。

### ■環境美化推進地区と喫煙禁止路線



## ● 景観賞の実施及び景観啓発活動

平成22年度に、市制施行55周年記念事業として「第2回景観賞」を開催し、市民による公開審査会等により、6部門30か所の景観賞を選出しました。

### ■ 第2回府中市景観賞の受賞物件



## ● 馬場大門のケヤキ並木でイルミネーションやイベントの実施

馬場大門のケヤキ並木においては、冬季にけやき並木の保護に配慮したイルミネーションが開催され、市の風物詩となっています。また、道路空間を活用したマルシェ等の事業も定期的に行われています。



■ 馬場大門のケヤキ並木で行われるイルミネーション

## ＜現状と課題の整理＞

### ● 誰もが安心して快適に暮らせる、住み心地の良い居住環境の形成

本市は、古くから交通の要衝として栄え、水と緑、農業、商工業とバランスのとれた東京郊外の歴史ある都市として発展してきました。市政世論調査において、9割以上の市民が「住みよいまち」として認識しており、市民の満足度は高い状況です。将来においても市民の満足度が高い状況を維持するためには、本市の豊かな水と緑の環境、歴史文化、バランスのとれた都市機能をいかしつつ、市民や事業者の活力等により現在の魅力に新しい魅力を加え、誰もが安心して快適に暮らせる、住み心地の良い居住環境、景観の形成を一層進めていく必要があります。

### ● 緑の景観の誘導と、緑の良好な維持・管理への計画的な取組

本市の居住環境の評価として、緑豊かなまちのイメージが大きいことがあります。このことから、住宅の新築や建て替えに際して、整備を求める緑地や植栽については、「府中市景観ガイドライン（緑化編）」に基づき、量だけではなく、質の高い緑の景観を誘導するとともに、樹木の維持・管理に関する助成や技術的支援などの体制を整えていくことも求められています。

また、住宅の緑化だけではなく、公共施設の緑化の在り方、外周部の景観の在り方なども点検し、検討を加える必要があります。さらに、小中学生の頃から、緑化の実践・教育を推進するとともに、まち歩きなどを通じて、身近な緑への認識を高めていく啓発の取組についても、継続していくことが必要です。

### ● 無電柱化や建築設備、屋外広告物、工事現場の仮囲い、資材置場、駐車場等も景観要素として計画的に誘導

身近な生活空間を見ると、各種の電線や電柱、乱雑な広告看板類、自動販売機などが、景観に影響を与えています。そのため、幹線道路や駅周辺等において、無電柱化の検討・推進や、屋外広告物の良好な景観誘導が必要です。また、工事現場の仮囲い、資材置場、駐車場等についても、一時的なものと捉えるのではなく、景観の一部を構成するものとして、周囲の景観との調和を図る必要があります。

### ● 広告物の掲出・表現技術の多様化、新たな技術による照明や広告の在り方の検討

近年、けやき並木通りや家庭でのイルミネーションが冬の風物詩の一つとして定着するなど、夜間の照明は、季節感やにぎわい等のまちの魅力を高める一つの要素になっています。その一方で、地域特性にそぐわず、周辺の景観と調和しない明るさの照明、24時間営業店舗などの照明による必要範囲以外への光の漏れなどが、不快なまぶしさ、光害の発生、エネルギーの浪費等を引き起こす要因となっています。夜間照明には、交通安全や防犯面からの機能確保はもとより、地域特性に応じた快適な光環境の形成や省エネルギー、省資源化といった環境への配

慮も重要です。施設ごとに目立つことを狙って明るさを競うのではなく、地域特性やその場の空間特性等に応じて、全体として調和する真に必要な光の量や質を検討する必要があります。

また、LED等の照明技術の進歩に加え、近年、プロジェクションマッピング、デジタルサイネージ等の掲出・表現技術の多様化も進み、こうした新たな技術による照明や広告の在り方にも検討が必要です。

## ● 公共施設、住宅の共用空間や外部空間のユニバーサルデザインの推進

道路や公共建築物などの誰もが利用する公共施設は、景観の背景やシンボルとなるなど、景観を構成する主要な要素の一つであり、地域の景観形成における役割は大きいと言えます。そのため、公共施設については、地域の景観における役割を十分に認識し、良好な景観の形成に寄与するように整備及び管理することが重要です。

また、ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害のある人を含めた全ての人が、安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちづくりが求められています。そのため、府中市福祉のまちづくり条例に基づき、歩道の段差の解消や手すりの設置など、誰もが気軽に外出でき、地域の人々と交流できる環境づくりが進められています。十分な歩行空間を確保するために、電柱、看板、街路灯、案内板、標識など歩道上にあふれる様々なものを整理していくことが重要です。

さらに、視覚障害者誘導用ブロックの上への駐輪などを防止していくとともに、歩道の段差の解消、歩きやすさの確保などを更に進めていく必要があります。このように、公共施設や金融機関、スーパー、病院・診療所などの多くの人に利用される施設、戸建住宅や集合住宅の外部空間や共用空間のユニバーサルデザインを進めていくことも重要です。

## ● 市民がまちを知り、考える機会を様々な形で創出

本市の住宅地では、手入れの行き届いた生け垣や庭先に花を飾るなど、身近な環境づくりの工夫が様々な場所で見られます。また、町内会や自治会、ボランティアを中心としたまちの美化や緑化への積極的な取組をはじめ、道路等に面したガーデニングや生け垣、窓際の緑や花など、私有空間から公共空間に向けた住む人の工夫や地域への思い入れの表現の積み重ねが、景観の重要な要素となります。そのため、市民の景観形成への身近な取組を喚起し、継続的に支援していく必要があります。また、景観賞、府中30景、府中の景観50選、府中の名木百選や花壇など、市民のまちへの愛着や思い入れを大切にするための景観学習について、継続的な取組が必要です。市民のまちへの愛着や思い入れの形成は、自らの住むまちを知り、考えることが基本になります。こうしたまちを知り、考える機会を、様々な形で創出する必要があります。

## 5 協働による景観形成

### ＜これまでの取組＞

#### ● 各種景観ガイドライン（6種類）の策定

府中市景観条例に基づき、景観計画に示された景観形成基準の具体的な運用作法を解説した、6種類の景観ガイドラインを作成し、開発事業における景観調整や地区計画策定、景観協定の締結に際して活用しています。



■各種景観ガイドライン（歴史的建造物等編・中高層建築物等編・住宅地開発編・緑化編・屋外広告物編・色彩編）

#### ● 届出・事前協議による建築・開発行為等の景観誘導

景観計画の地区区分ごとに定められた届出対象行為については、景観法に基づく届出と併せて市と事前協議を行うことで、景観形成基準への適合を確認しています。

#### ■景観法に基づく行為の届出の分布



## ● 景観重要公共施設の指定及び整備の実施

景観法に基づく「景観重要公共施設」の制度を活用し、大國魂神社周辺の市道等の景観形成と、道路補修等に当たっての景観維持を図っています。

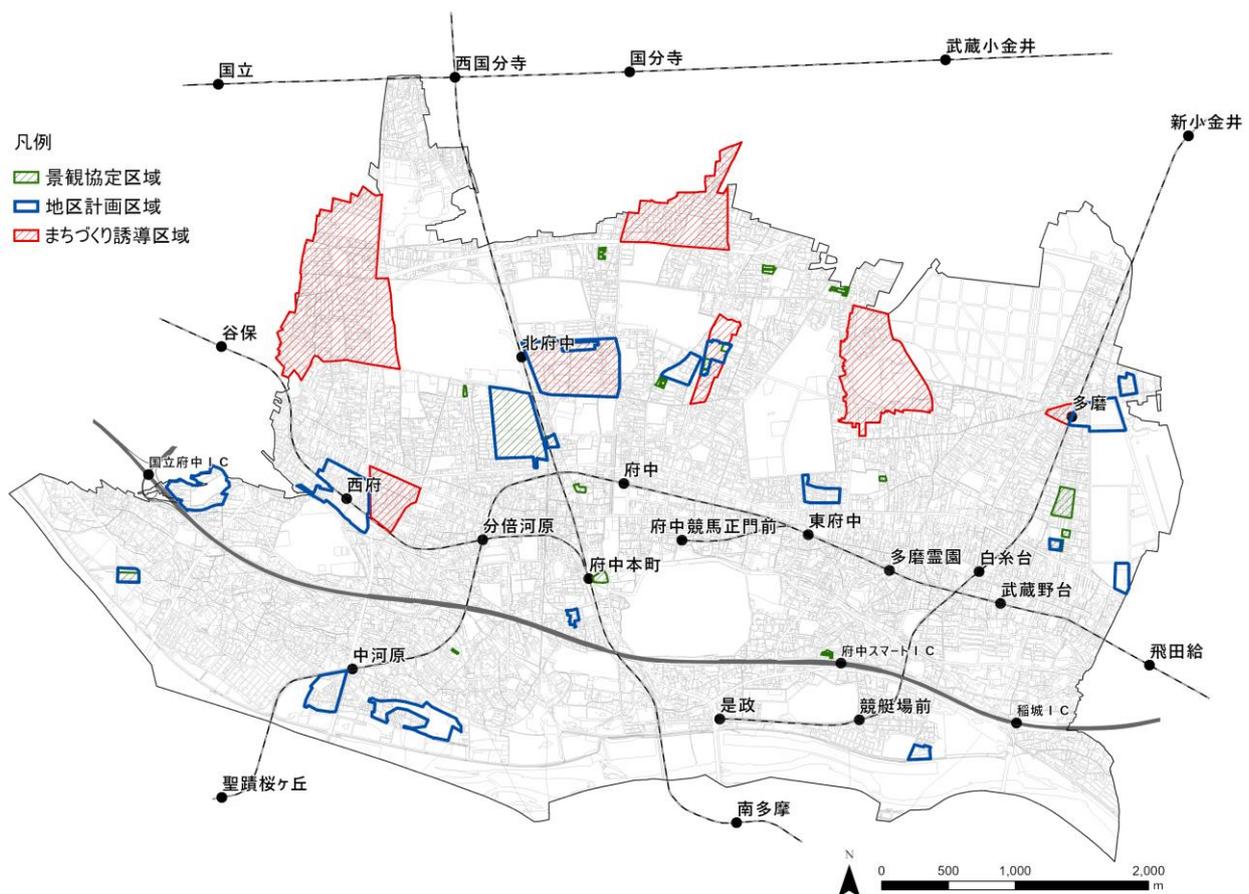
## ● 全国の自治体で最も多い景観協定の締結

本市では、景観法の規定に基づく景観協定が17地区（令和4年3月末現在）で締結されており、全国の自治体で締結数が最も多くなっています。また、旧府中市都市景観条例に基づく都市景観協定を含めると、24地区で景観協定が締結されています。

## ● 地区計画及びまちづくり誘導地区の指定

現在、本市内では地区計画を17地区指定しています。また、府中市地域まちづくり条例に基づく「まちづくり誘導地区」を7地区（令和4年3月末現在）指定しています。

### ■本市の景観協定地区及び地区計画、まちづくり誘導地域の指定状況



### ● 公共施設景観連絡会議での景観協議

本市が行う公共施設の整備や改修等に際し、府中市公共施設景観連絡会議に諮り、景観について協議しています。

### ● 土地利用調整審査会と景観審議会の統合

本市では、地域まちづくり及び景観まちづくりの連携を強化し、あわせて、手続の合理化及び事務処理の迅速化を図るため、府中市地域まちづくり条例に基づく府中市土地利用調整審査会と、府中市景観条例に基づく府中市景観審議会を統合し、新たに府中市土地利用景観調整審査会を設置しました。

### ● 土地利用景観調整審査会での審議

土地利用景観調整審査会では、大規模開発事業に対して法律、都市計画、建物、色彩等の各分野の専門家による審議を行い、総合的な土地利用・景観の調整が図られています。

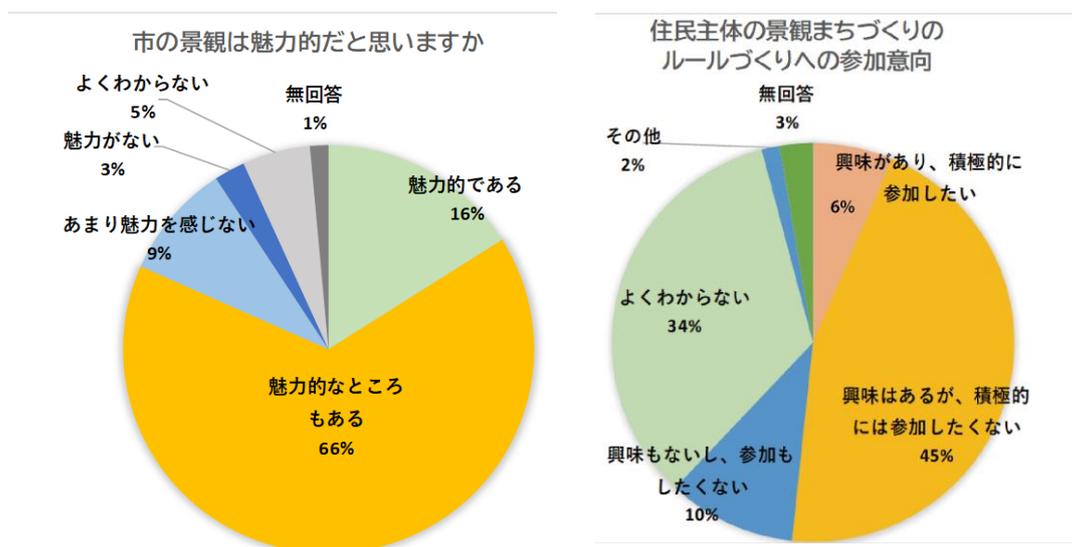
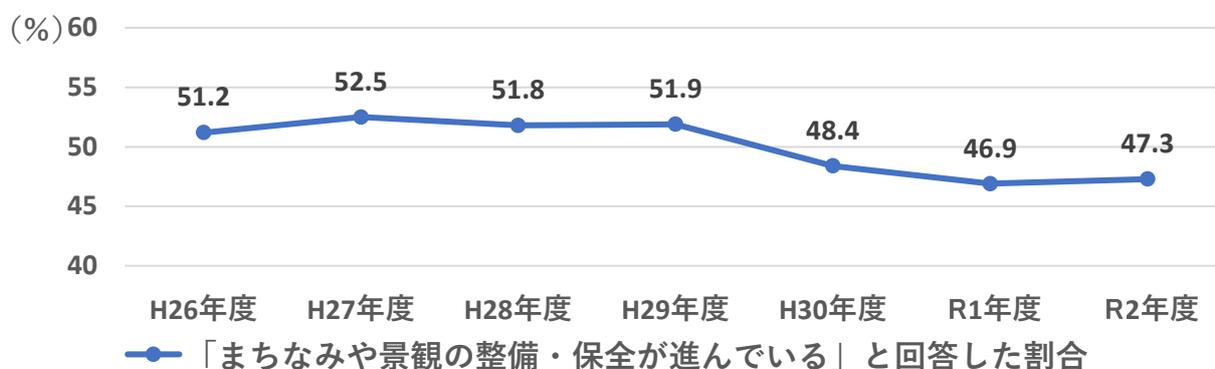
## <現状と課題の整理>

### ● 景観の市民意識向上につながる積極的な周知・啓発活動の実施

景観形成は、市民一人一人が担い手となることで、地域の魅力を高めていくことにつながります。市政世論調査の結果からは、府中の景観を魅力的に感じる市民が多い一方で、魅力的な景観のルールづくりについて、興味はあっても積極的に参加したくないという意向を持つ市民が多くなっています。そのため、市民一人一人の主体的な取組のきっかけとなるよう、景観を育てていく大切さを知る機会をつくっていくことが重要です。

また、事業者も地域の一員として、景観に対する理解を深め、主体的に魅力的な景観形成を行うことが重要です。特に、開発事業者は、景観形成に大きく影響を与える行為を行うことから、良好な景観形成の担い手として積極的な役割が求められます。

### ■本市の景観協定地区及び地区計画、まちづくり誘導地域の指定状況



(資料：第5 2回市政世論調査(令和2年))

### ● 届出・事前協議制度の拡充や専門家の助言を効果的に活用した景観誘導

景観計画では、良好な景観形成の誘導を図るため、景観法に基づき、地域特性に応じた景観形成の目安となる基準を、建築・開発行為等の種別に設け、市民や事業者が基準への適合を認

識するきっかけとなるよう、市への届出と開発事業の事前協議の仕組みを設けています。

これまでの届出・事前協議の積み重ねは、本市の良好な景観の形成に一定の効果がありましたが、地域や行為種別によって届出件数に大きな差があり、工事現場の仮囲いや資材置場、駐車場などの届出対象ではない行為であっても、周辺の景観に影響を与える場合もあることから、地域特性に応じてきめ細かく届出対象行為を設定する必要があります。

## ● 市民・事業者・市との協働による景観形成

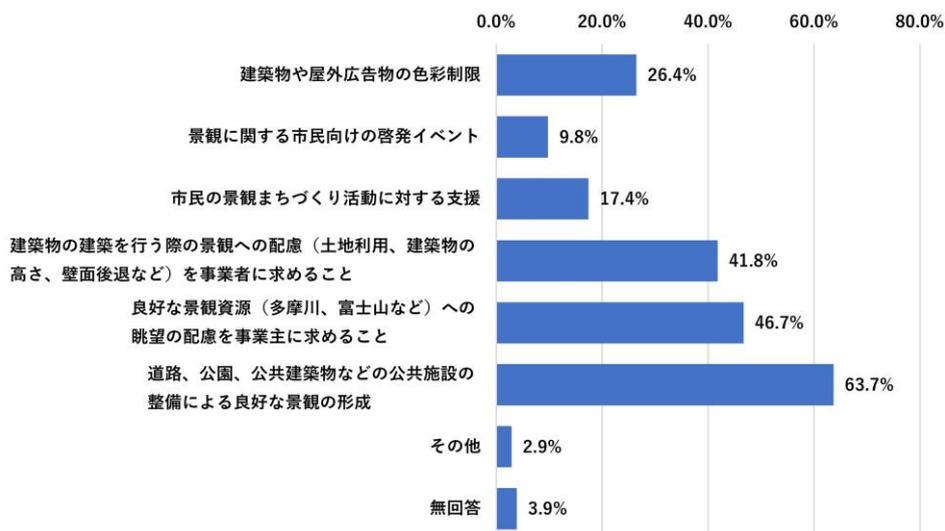
良好な景観を形成するためには、市民・事業者・市のそれぞれが景観形成の取組の必要性や重要性を認識して、主体的に取り組んでいくことが重要です。また、景観形成の目標や基本方針を各主体が共有した上で、市民や市民活動団体、事業者等による景観まちづくり活動の推進、専門家の助言や参画、庁内の連携や調整の仕組みづくり等により、各主体がお互いの役割を果たしながら、協議・調整を図り、取組を進めていく体制を、より一層充実させていく必要があります。

## ● 周辺自治体の連携による河川や崖線の景観形成、眺望の保全等への取組の促進

多摩川や崖線といった本市の景観の土台となる地形の骨格は、本市の行政界を越えてつながる広域的な景観資源であり、こうした広域的な景観資源を保全・活用した景観形成には、広域的な自治体の連携による取組が必要です。

また、本市は、武蔵国の国府が置かれた歴史ある都市ですが、こうした歴史的資源は隣接自治体にまたがって分布し、資源の保全や活用に当たっては、隣接自治体や東京都の景観行政等との連携が不可欠です。東京都は、広域的な景観行政団体として、河川や崖線沿いの景観形成、眺望の保全等を、周辺自治体との連携・協力により促進しています。

### ■ 市に力を入れてほしい景観まちづくりの取組



(資料：第52回市政世論調査(令和2年))